

建設業における社会保険未加入問題への 対策について

社会保険未加入対策の具体化に関する検討会

平成24年2月23日

みんなで取り組む保険加入

～社会保険加入の徹底に向けた連携体制～

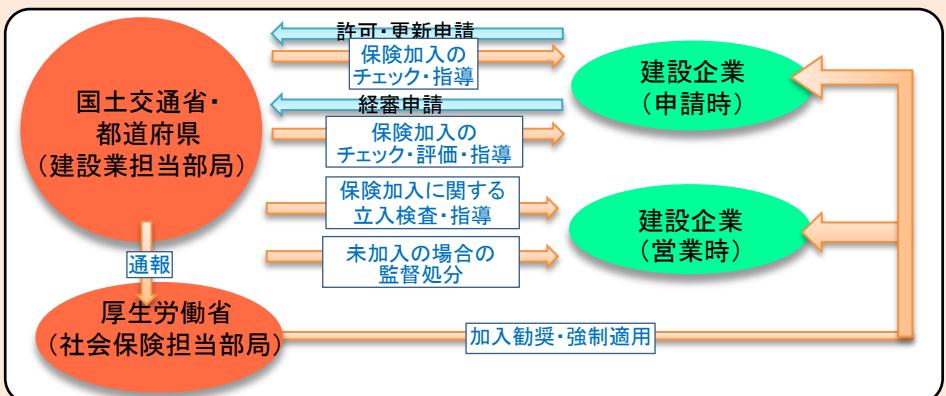
目的

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

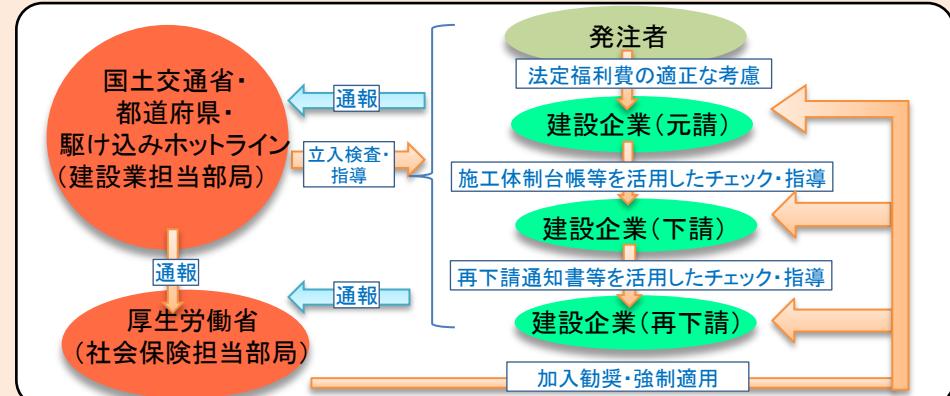
取組

- 行政、元請、下請など関係者が一体となって建設業界の保険加入徹底に取り組む。
- 営業所・工事現場での取組のほか、保険加入促進のネットワークを構築して保険加入を推進・支援する。

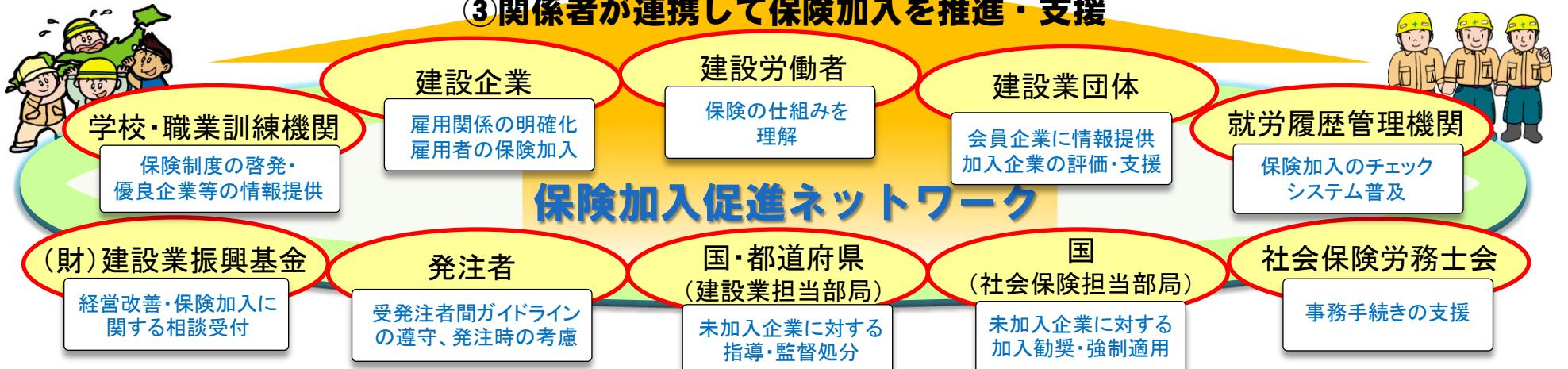
① 営業所での取組



② 工事現場での取組



③ 関係者が連携して保険加入を推進・支援



社会保険未加入問題への対策の概要

課題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった 保険加入の推進

- ①行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置
(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認
・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- ②建設業担当部局による監督
・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、なお保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
- ③経営事項審査の厳格化
・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- ④社会保険担当部局(厚生労働省)との連携
・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

3. 建設企業の取組

- 元請企業による下請指導
・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
- 元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
・元請企業、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。
- 建設企業(特に下請企業)における取組
・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
・雇用関係にある者の保険加入徹底。
・業界における見積時の法定福利費の明示 等。

4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策 ④重層下請構造の是正

5. その他

- ①就労履歴管理システムの普及・活用 ②社会保険適用促進に向けた研究

※平成29年度までの中間時点での実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を実現
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

社会保険未加入の要因と対策

＜保険未加入の要因＞

(行政によるチェック・指導関係)

建設産業行政として保険加入状況の実態を把握していない

未適用事業所を確知した場合も継続的な指導がなされない

建設産業部局と社会保険部局との連携が行われていない

社会保険部局が未適用事業所を把握しきれず、指導も不十分

(元請企業の関与関係)

「社会保険は下請企業内の雇用主と従業員間の問題」との認識

(保険料負担関係)

受注競争が激化する中で工事利益を確保する必要性

保険料の事業主負担が重い

業務の繁雑に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

(職人等関係者の意識関係)

技能に対する自信と自己責任の伝統

将来の保証よりも日々の手取り志向

給与収入額が明確になることを嫌う

保険加入が義務であることに対する不知

中高年の職人が社会保険に加入してもメリットがないとの認識

(事業主の手続負担関係)

社会保険の手続に精通した従業員がない

＜対策のポイント＞

行政による制度的
チェックと、建設業担当部局・社会保険部局
間の連携

元請企業が下請企
業の保険加入状況を
「知り得る」「指導責
任がある」立場に

法定福利費が確保
され、下請企業に流
れる仕組みを構築

各主体に向けた啓発
資料を作成し、社会
保険制度の内容や
手続き等を周知

関係団体と連携し、
個々の企業の手続
負担を軽減

＜対 策＞

○許可更新時の加入状況確認・指導

○経営事項審査の厳格化

○公共事業労務費調査

○建設業担当部局による立入検査

○建設業行政上の指導・処分

○社会保険担当部局との連携

○保険者から建設業の事業所への働きかけ

○元請企業による下請指導

○発注者への要請・周知、元請への指導
(法定福利費を含む適正な見積りの実施等)

○ダンピング対策

○重層下請構造のは正

○関係者による啓発資料の作成、
キャンペーンの実施

○建設業者団体の自主的取組
(社会保険労務士会との連携)

各主体の主な役割

項目		建設業担当部局	保険担当部局	元請企業	下請企業	建設業者団体
①	保険加入の推進	◆推進協議会の開催	◆推進協議会への参加	◆自ら雇用する労働者の保険加入	◆自ら雇用する労働者の保険加入	◆推進協議会への参加 ◆保険加入計画の作成 ◆優良適格業者の認定、事務処理の支援
②	周知・啓発	◆公共事業労務費調査を活用した加入状況の把握 ◆業界団体、企業、労働者に対する周知・啓発	◆業界団体、企業、労働者に対する周知・啓発、キャンペーン	◆協力会社会による下請企業への周知・啓発 ◆建設現場での周知・啓発	◆再下請企業に対する周知・啓発 ◆建設現場での周知・啓発	◆業界内の周知・啓発
③	建設業許可・更新時の加入状況確認	◆提出書類の審査 ◆未加入企業に対する指導・監督処分 ◆社会保険担当部局への通報	◆通報を受けた企業に対する指導・加入促進	◆申請時の資料提出 ◆加入指導を受けた後の加入状況の報告	◆申請時の資料提出 ◆加入指導を受けた後の加入状況の報告	
④	建設業担当部局による立入検査	◆立入検査の実施 ◆未加入企業に対する指導・監督処分 ◆社会保険担当部局への通報	◆通報を受けた企業に対する指導・加入促進	◆立入検査への協力	◆立入検査への協力	
⑤	経営事項審査の厳格化	◆提出書類の審査、審査結果の通知		◆申請時の資料提出	◆申請時の資料提出	
⑥	元請企業による下請指導	◆元請企業の下請指導状況の確認・指導 ◆就労履歴管理システムの検討		◆下請企業の加入状況の確認 ◆未加入企業に対する指導	◆再下請企業の加入状況の確認 ◆元請企業と連携した再下請企業への指導	◆就労履歴管理システムの検討
⑦	法定福利費の確保	◆発注者・元請企業への要請・指導 ◆ダンピング対策、重層下請構造のは是正		◆発注者からの法定福利費の確保、下請企業への適正な支払 ◆ダンピング対策、重層下請構造のは是正	◆見積時の適正な考慮 ◆ダンピング対策、重層下請構造のは是正	◆法定福利費内訳明示の推進 ◆ダンピング対策、重層下請構造のは是正

対策の進め方

平成23年度

平成24年度～28年度

平成29年度～

周知啓発
重点期間

加入指導
重点期間

保険加入者
優先期間

周知啓発

企業への周知啓発

従業員への周知啓発

保険加入者優先
活用の周知啓発

許可・更新時の
確認・指導

立入検査

経営事項審査

建設業担当部局

通報
(指導8ヶ月後～)

許可業者の加入拡大

(平成25年度～)
法人登記情報を活用した未加入企業の把握(健康・年金保険・労働保険)

保険担当部局

元請企業

下請企業の周知・啓発

下請企業の指導

保険加入者の優先活用

ダンピング対策

法定福利費の確保

各団体の取組

関係者一体と
なった取組

現場従事者の加入拡大

就労履歴管理システム
の活用

許可業者
100%
加入

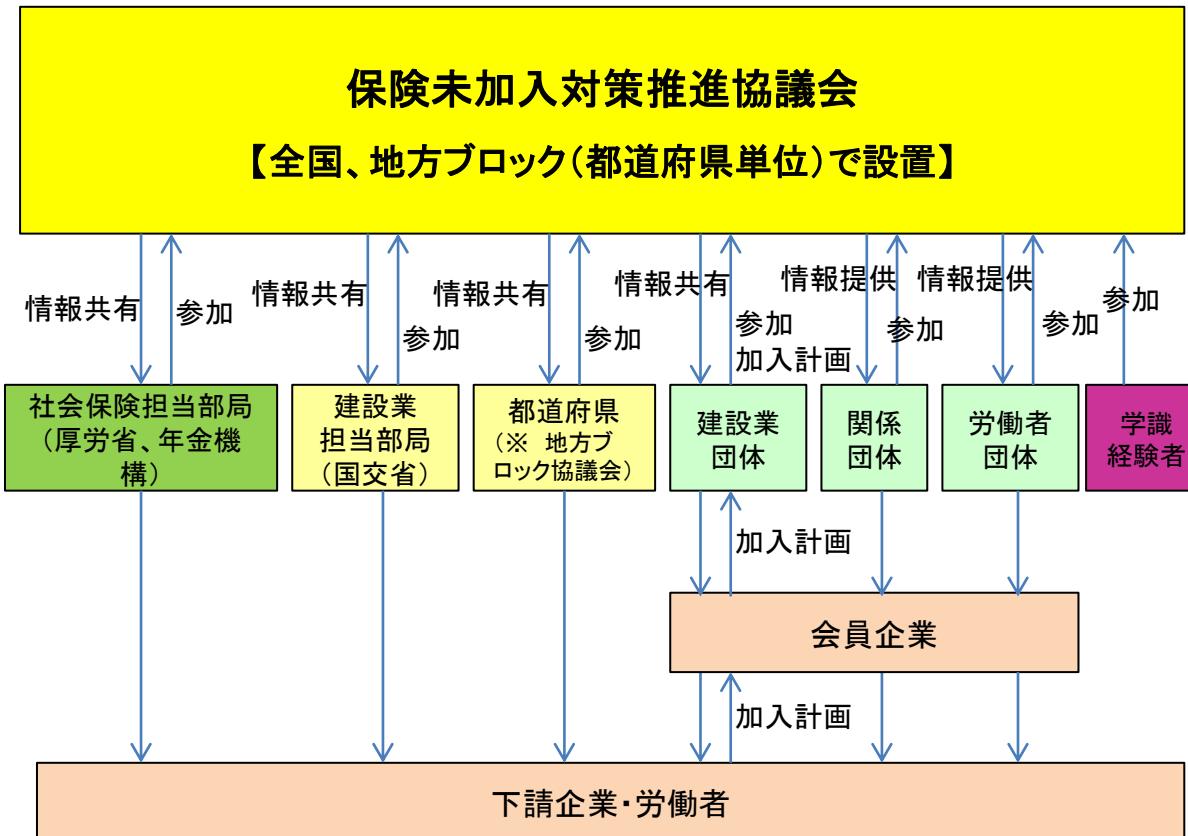
未加入者の
工事現場からの排除

1－1 取組の推進体制

実施方針

- 取組を着実に推進するため、社会保険未加入対策を行政・元請・下請が一体となって継続的に実施する「保険未加入対策推進協議会」を設立
- 各団体の取組を共有し、継続的にフォローを行う
- 効果的な取組を共有、周知啓発の取組方針等を議論

推進体制のイメージ



保険未加入対策推進協議会の概要

【構成】

- ・建設業担当部局(国交省、地方は都道府県も参加)
- ・社会保険担当部局(厚労省、日本年金機構)
- ・建設業団体、関係団体、労働者団体
- ・学識経験者

【協議会が行う主な取組】

- ・参加団体等を通じた建設企業及び労働者に対する周知・啓発の推進
- ・参加団体ごとの社会保険加入状況の定期的把握
- ・各参加団体による取組のとりまとめと定期的フォローアップ
- ・加入促進に向けた効果的な取組の共有
- ・構成員間の意見交換

【ワーキンググループの設置】

- ・全国協議会の下にワーキンググループを設置
- ・構成員は、行政担当者、建設業団体
- ・関係者による意見交換・認識共有を行うとともに、全国協議会の運営に必要な事項を話し合う。

1-2 社会保険加入促進計画

- 各建設業団体は、傘下の建設企業の保険加入状況を把握するとともに、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、「社会保険加入促進計画」を策定する。

概要

- 傘下の建設企業の社会保険加入を計画的に進めるため、全国協議会構成団体はそれぞれ、社会保険加入促進計画を策定する。
- 策定した社会保険加入促進計画は、全国協議会等において情報共有し、他団体の取組の参考とする。
- 傘下企業の加入状況は、アンケート調査等により把握し、記載する。
- 計画期間は5年間とし、毎年のフォローアップ結果を見ながら、必要に応じ改定を行う。
- 初年度(平成24年度)については、第2回協議会(11月を予定)までに「社会保険加入促進計画」を登録する。
- 2年目以降は、年1回フォローアップを行う。

記載内容

1. 団体の基本的事項
○団体名、代表者名、所在地、会員数、主な業種等を記載する。
2. 基本的な方針
○団体としての取組方針を明らかにする。
3. 保険加入の状況
○当該団体の把握している会員企業及び下請企業の保険加入の現況を具体的に示す。
○具体的な把握方法、現況の分析についても明らかにする。
4. 取組の内容
○保険加入に向けて団体として自主的に取り組む具体的な対策を示す。
○例えば以下のような観点からの取組が考えられる。
 - 1)普及・啓発
 - 2)法定福利費の確保に向けた取組
 - 3)重層下請構造の是正に向けた取組
 - 4)ダンピング対策
 - 5)一人親方対策
 - 6)適正工期の確保
 - 7)就労履歴管理システムへの対応
 - 8)優良企業認定制度の取組
 - 9)保険関係事務手続きの支援(社会保険労務士の活用等)
 - 10)未加入者の排除 等

1－3 周知・啓発の推進①

- 建設企業、技能労働者などの社会保険加入についての理解を深めるため、多様な手段による周知・啓発により、保険加入に向けた機運を醸成する。

周知の対象者例

- 施工費は安ければよいとする発注者
- 社会保険加入は雇用主と従業員の問題とする元請企業
- 法定福利費は経営を圧迫するとして適正に負担しない建設企業
- 保険加入のメリット・義務を知らない技能労働者
- 保険加入よりも賃金の手取額を重視し、保険料の天引きを嫌う技能労働者

概要

- 指導等の段階に対応しつつ、目標年度に向けて継続的に周知・啓発を行う。
- 行政、建設業団体等の関係機関が一体となって周知・啓発等に取り組む。
- 行政(建設業担当、社会保険担当)、関係団体、元請各社、協力会、保険者など、建設業に関わる様々な主体から多様な手段による広報を行う。
- 啓発資料の作成に当たっては、元請企業、下請企業、建設労働者といった対象者に応じて、当事者の意見を聞きつつ、ポイントを絞った広報を行う。

周知・啓発の実施内容

○推進協議会・ワーキンググループによる関係機関が一体となった取組

- ・パンフレット・ポスターの内容の検討、周知啓発手法の検討、各構成団体における計画的取り組み、実施状況のフォローアップ
- ・学生、訓練受講者に対する保険制度の啓発、優良企業等の情報提供(学校・職業訓練機関)

○パンフレットの作成・配布

【啓発のポイント】

- ①公共発注者向け:建設業における未加入対策の推進、ダンピング対策の実施
- ②民間発注者向け:建設業における未加入対策の推進、法定福利費確保の必要性、ダンピング業者の排除
- ③建設企業向け:保険加入の義務・必要性、未加入対策の目標、建設業許可・更新における確認・指導の実施、未加入の場合の経営事項審査での減点拡大、元請企業による下請指導の推進、法定福利費確保の必要性、重層下請構造のは是正、不当な一人親方化の防止 など
- ④技能労働者向け:保険加入のメリット、法令上の義務、未加入対策の推進と目標、必要な手続き、相談窓口 など

○ポスターの作成・配布

建設労働者向けに、未加入対策の実施と未加入の場合の不利益の周知

○ホームページの作成、関係機関からのリンク

○キャンペーンの実施

(例)建設業取引適正化推進月間(11月)等での集中キャンペーンを実施

○相談窓口の設置

・経営改善、保険加入に関する相談受付(建設業振興基金) 等

1-3 周知・啓発の推進②(パンフレットイメージ例)

建設労働者の皆様へ

表面

社会保険等への加入は おすすめですか

社会保険等へ加入するメリット

社会保険等へ加入していると、家族の生活が守られます。

- ・けが・病気で働けないとき、給付を受けられます。
- ・万一傷害を負った場合、年金の給付を受けられます。
- ・万一ご本人が死亡した場合、ご遺族が年金の給付を受けられます。

- 社会保険等未加入は法令違反です。
- 未加入者は、現場への入場ができなくなります。

国土交通省 厚生労働省

配布団体のクレジット

裏面

社会保険等未加入に対する取組

平成29年度を目指し、企業単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%となるよう社会保険等未加入業者に対する加入指導を強化します。

実施項目	実施内容
元請業者による下請指導	<ul style="list-style-type: none">・建設業法に基づき、元請業者が下請業者、作業員の保険加入状況を確認し、未加入業者へは、早期の保険加入を指導します。・指導後も加入しない場合は、許可権者(国土交通省又は都道府県)へ通報します。・通報を受けた国土交通省又は都道府県は、事実関係を確認したうえで、指導及び社会保険担当部局(年金事務所、地方労働局等)へ通報します。・平成29年度以降は、未加入業者との工事契約、現場への入場を認めない。

- ※ ● 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。
● 「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険のいずれかの未加入をいう。

社会保険等未加入に対する取組へのお問い合わせ先

国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」

TEL : 0570-018-240 (全国共通)
受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)
FAX : 0570-018-241
E-mail: kakekomi-hl@mlit.go.jp

社会保険等へ未加入の場合は？

- 所属している会社へご相談いただき、加入手続きを行ってください。
- 会社へ相談しても加入できない場合は、下記保険担当部局へご相談ください。

加入手続き・相談窓口

労働保険 : 労働基準監督署及び公共職業安定所
社会保険 : 年金事務所

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署 → <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所 → <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

年金事務所 → <http://www.nenkin.go.jp/office/map4.html>

- 各種の届出等の事務処理については、社会保険労務士に依頼することもできます。

2-1 建設業許可・更新時の保険加入状況の確認・指導

- 建設業の許可・更新の申請者に、保険加入状況を記載した書面を提出させることにより、建設業担当部局において保険加入状況を確認し、未加入企業に対する加入指導を行う。

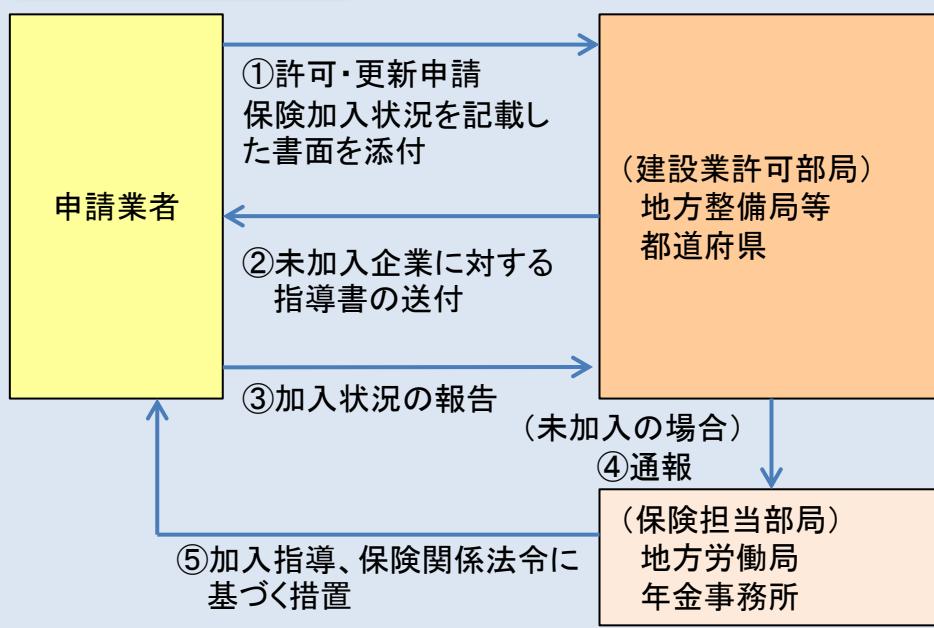
概要

- 1 建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加する(建設業法施行規則第4条第1項を改正)。
- 2 上記書面により保険加入状況を確認する。
- 3 未加入企業に対しては、文書により、保険加入を指導する。
- 4 指導をしても保険に未加入の場合には、厚生労働省に通報する。

申請時に提出を求める書類

- 許可及び更新(5年に一度)の申請時に新たに次の書類を提出させる。
- ①保険加入の有無等を記載した書面
 - ②確認資料
 - ・雇用保険:労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書及び領収済通知書
 - ・健康保険・厚生年金保険:領収証書又は社会保険料納入証明書

スキーム



保険未加入の場合の対応

- 建設業の許可及び更新の申請を不許可とする取扱はせず、許可を行うと同時に指導文書を送付する。
- 保険加入の報告を求める。
- 更に指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。
- ・健康保険、年金→日本年金機構(年金ブロック本部)
 - ・雇用保険→地方労働局
- <通報の内容>
- ・企業名、所在地
 - ・未加入の保険種類(雇用、医療、年金) 等

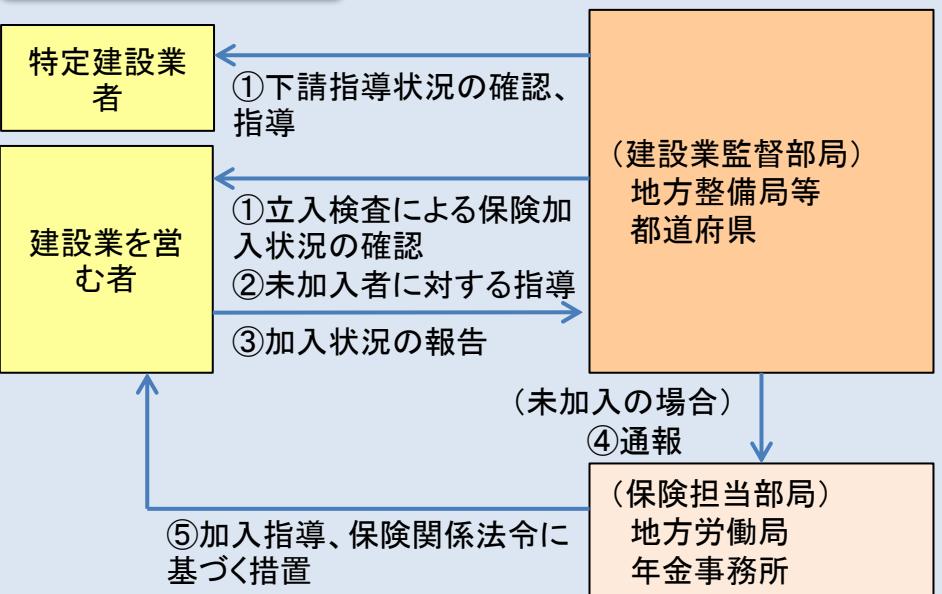
2-2 建設業担当部局による監督

- 建設業担当部局により、事業所への立入検査による保険加入状況の確認、工事現場への立入検査による下請指導状況の確認を行う。

概要

- 建設業法第31条に基づく立入検査において、保険加入状況及び下請指導状況を確認する。
 - ① 事業所への立入調査
労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、企業単位、労働者単位での保険加入状況を確認する。
 - ② 工事現場への立入調査
建設業法違反に関する調査に併せて、保険加入に関する調査を実施する。
- 指導・通報をしてもなお加入が見込まれない企業に対して、保険関係法令違反に該当する事実が認められるときは、監督処分を行う。

スキーム



事業所への立入検査

- 建設業担当部局による立入検査により、保険加入状況を必要な書類を提出させることで確認する。
- 保険料の申告書、領収済通知書等により、企業単位での加入状況を確認するほか、労働者名簿で雇用者を把握し、労働者単位の加入状況を以下の書類により確認する。
 - ・賃金台帳(保険料の控除の状況)
 - ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(雇用保険)
 - ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書(健康保険・厚生年金保険)
- 未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後、加入状況の報告を求める。
- 指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。

工事現場への立入検査

- 建設業法違反に関する調査に併せて、保険加入に関する調査を実施する。
 - ・下請企業の保険加入状況
 - ・下請企業の保険加入状況の把握方法
 - ・下請負人への指導状況

建設業法に基づく監督処分

- 指導・通報をしてもなお加入が見込まれない企業に対して、保険関係法令違反に該当する事実が認められるときは、建設業法に基づく監督処分を行う。

2-3 経営事項審査の厳格化

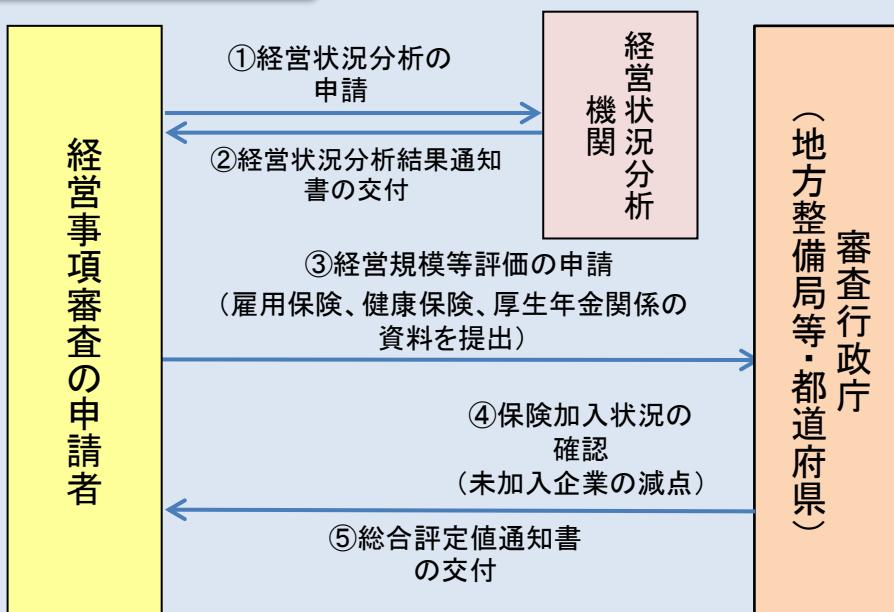
- 現在、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況を審査している経営事項審査について、未加入企業に対する評価の厳格化を検討する。

概要

- 経営事項審査制度が担うべき役割を勘案した上で、下記の項目について検討を行う。
 - ・保険関係の審査項目は(①雇用保険、②健康保険及び厚生年金保険の2項目)について、別の制度である健康保険と厚生年金保険を区分。
 - ・保険未加入の場合の減点幅(各項目▲30点)の拡大。
 - ・未加入企業情報の加入指導への活用。

※経営事項審査の基準改正については中央建設業審議会における審議事項

スキーム



未加入の場合の減点幅

	現行		
	点数	W点への影響	P点への影響
雇用保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
健康保険及び厚生年金保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
合計	▲ 60	▲ 570	▲ 86



- 審査項目(健康保険及び厚生年金保険)の区分
- 保険未加入の場合の減点幅の拡大を検討。

2-4 社会保険担当部局の取組

- 建設業担当部局の社会保険未加入対策と併せて、厚生労働省の社会保険担当部局においても周知・啓発等により保険加入を促進するとともに、未加入対策を推進する。

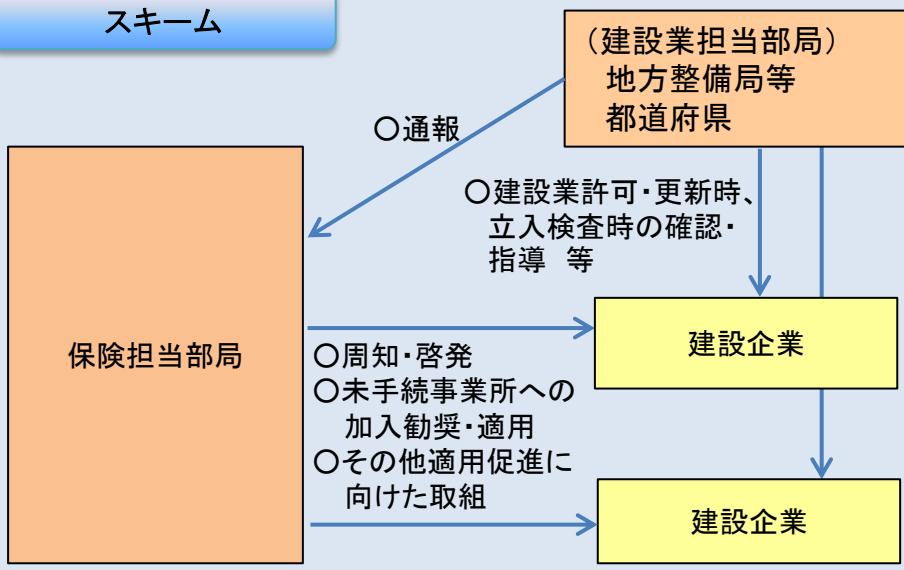
概要

- 建設業担当部局における取組と併せ、社会保険担当部局においては、健康保険・年金保険・労働保険の周知を行っている。
- 建設業担当部局からの通報に対応し、未加入企業に対する加入勧奨を進め、社会保険等の加入に向けた取組を行う。

周知・啓発等の取組

- 保険担当部局において、下記の取組を行っている。
 - ・パンフレット・ポスター等配布
 - ・民間委託による加入勧奨(書面・電話・訪問)、年金機構職員・行政職員による加入指導
 - ・保険適用事業場の公開(労働保険適用事業場検索)
 - ・未加入企業を把握するため法人登記情報を活用する予定(健康保険、年金保険、労働保険)

スキーム



未手続事業所への指導・保険適用

- 建設業担当部局からの通報を受け、未手続事業所に対する指導を行う。
 - ・年金事務所(医療、年金)、労働局(労働保険)からの電話勧奨・訪問勧奨 等
- 指導をしてもなお未加入の場合、強制的に加入手続を行っている。

3-1 元請企業による下請指導

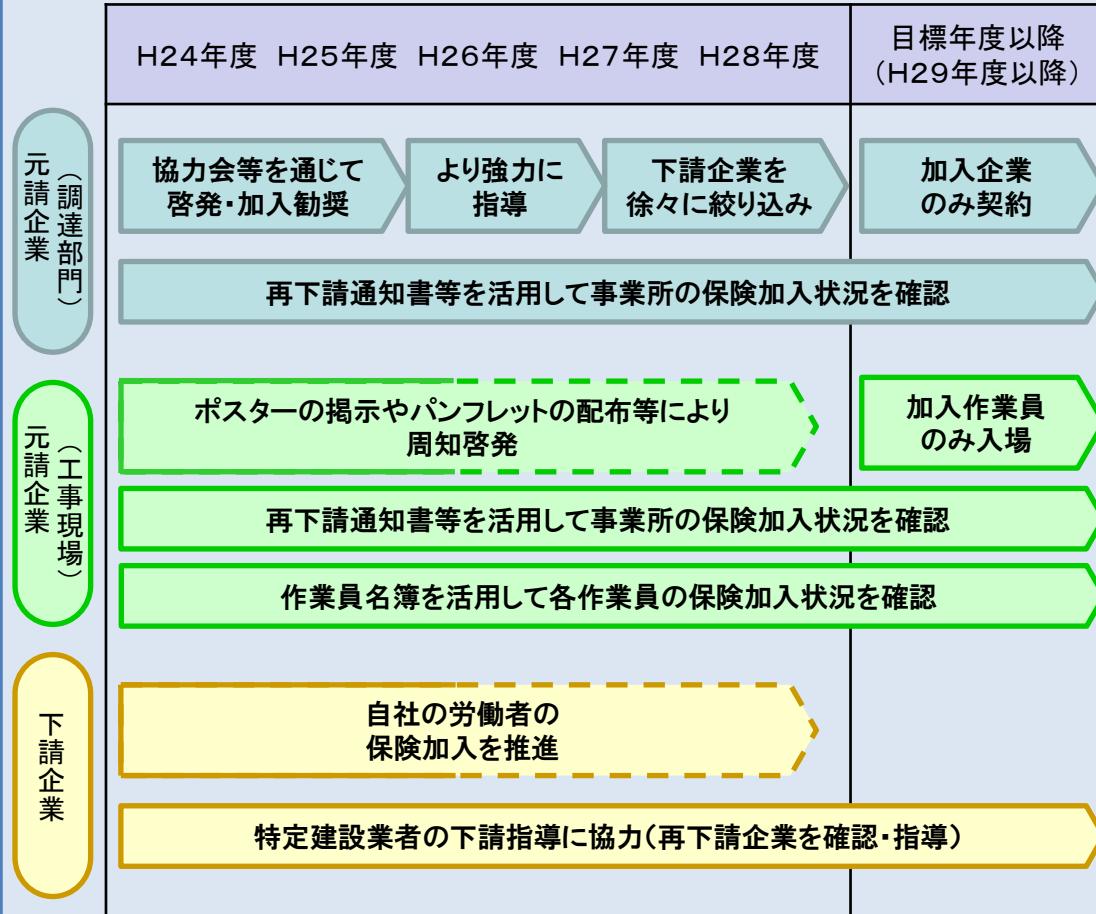
- 保険加入の取組を下請企業及び現場作業員に浸透させるため、元請企業(特定建設業者)は工事現場において周知啓発を行うとともに、再下請通知書、作業員名簿等を活用して確認・指導を行う。
- 協力会等を通じて下請企業の保険加入状況の把握に努め、加入を勧奨する。

概要

- 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知書の記載事項に下請負人の社会保険に関する事項を追加(建設業法施行規則を改正)
- 作業員名簿に被保険者番号記入欄を追加(事業者団体等に様式の改正を依頼)
 - 1 特定建設業者は上記書面により下請負人の保険加入状況等を確認し、未加入企業に対しては、保険加入を指導(直接の契約関係にある下請負人を通じた確認・指導も可)
 - 2 工事現場でのポスター掲示やパンフレット配布等により周知啓発
 - 3 調達部門においては協力会等を通じて加入状況を把握し、未加入の企業に対しては加入を勧奨
- ※ 平成29年度からは未加入企業とは契約せず、未加入の作業員の現場入場を認めない。
- 下請指導の実効性を確保するため、特定建設業者の下請指導項目に社会保険に関する規定を追加* (建設業法施行令を改正)
*実施時期については、社会保険加入を促進する観点から、引き続き検討

建設業法施行令の改正により、上記1~3に加えて、下請負人が違反事実を是正しない場合の国土交通大臣又は都道府県知事に対する通報の仕組みが追加される。

取組のイメージ



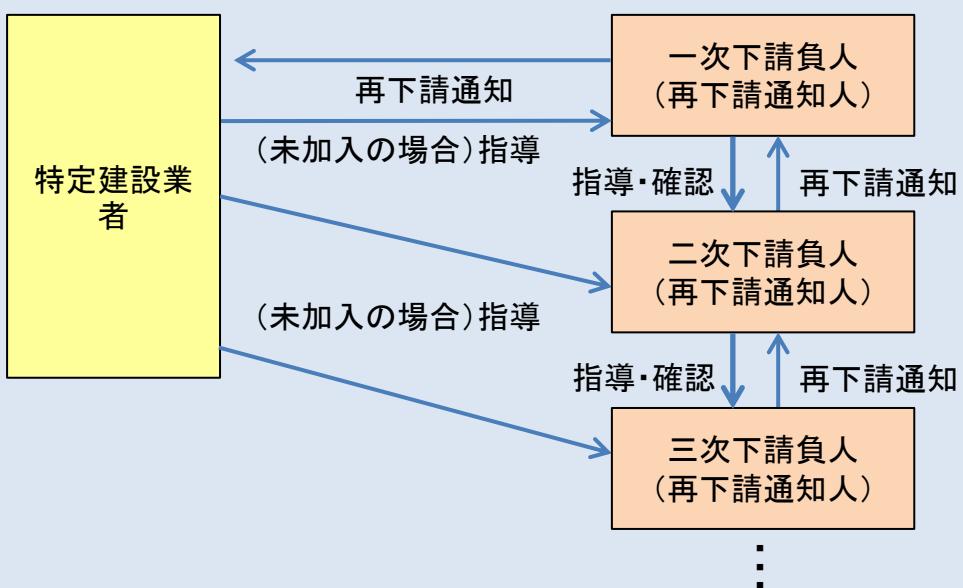
3-2 下請企業による取組

- 下請企業においては、就労者の雇用関係を明確にした上で、雇用関係にある社員の保険加入を徹底する。
- 再下請通知書を活用して再下請企業の保険加入状況をチェックするとともに、元請企業からの下請指導が全ての下請企業に伝わるよう協力する。

概要

- 現場就労者について、雇用関係にある社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、雇用関係にある社員についての保険加入を徹底する
- 請負関係にある者については、再下請通知書を活用して保険加入状況をチェックする。
- 元請企業の下請指導に対する協力を行う。

スキーム



下請企業、再下請企業の保険加入の徹底

- 雇用者と請負者に明確に区分。
 - ・雇用者→賃金支払、保険加入、労働者名簿、賃金台帳に記載
 - ・請負企業→請負契約締結、請負代金の支払
- 労務関係諸経費の削減を意図して、請負契約の形式を取りながら、実態は労働者として扱う偽装請負の禁止の徹底。
- 再下請企業に対しては、再下請通知書の記載を徹底させることにより、保険加入状況を確認。
 - ・再下請通知書に保険加入番号の記載欄を追加

元請企業の下請指導に対する協力

- 特定建設業者が行う指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に伝わるよう、下請企業においては、特定建設業者が行う指導に協力する。
[考えられる取組例]
 - ・特定建設業者による指導の補完・分担
 - ・再下請負人の対応状況に関する特定建設業者への情報提供等

4-1 法定福利費の確保①

- 保険加入を促進するとともに、労働者の外注化を抑止するため、法定福利費を確保し、下請企業に流れるようするための取組を行う。

概要

- 受注競争が激化する中で、利益確保のために、法定福利費を適正に負担しない企業が存在。
- このため、法定福利費については、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底とともに、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう徹底する。

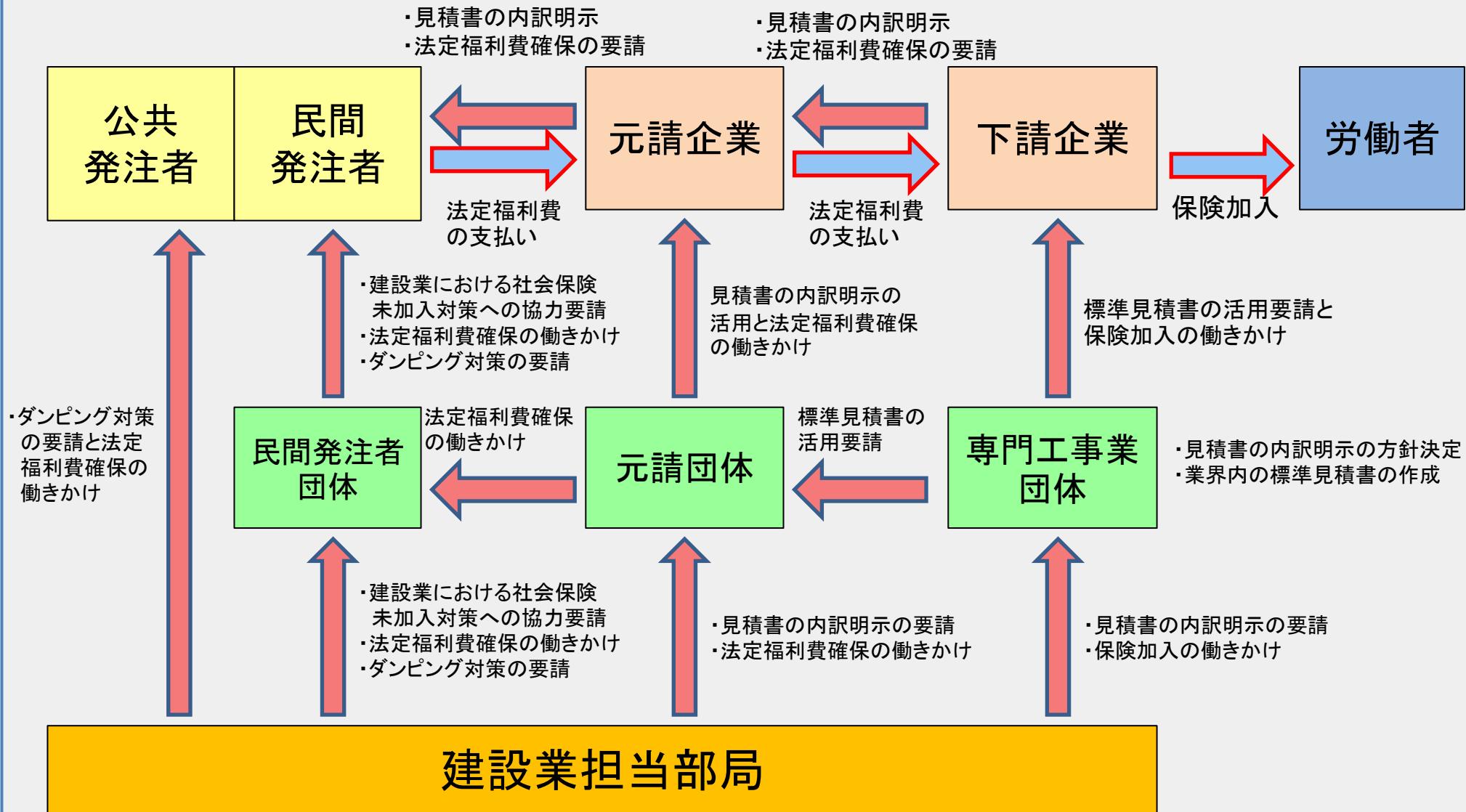
- ・民間発注者への要請・周知
- ・公共発注者におけるダンピング対策
- ・元請企業への指導
- ・専門業界における見積時の法定福利費の明示

法定福利費の確保に向けた取組

- 民間発注者への要請・周知
 - ・民間発注者(デベロッパー、ハウスメーカーなど)・団体に対し、下記の事項を周知徹底する。
 - ①建設業において社会保険未加入対策を推進していること
 - ②法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、「発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン」に明示していること
 - ③ダンピングの防止や法定福利費の確保に配慮願いたいこと
 - ・元請団体から発注者団体に対して法定福利費の確保を働きかけ。
 - ・受注段階で元請から発注者に対して法定福利費の確保を要請。
- 地方公共団体へのダンピング対策の要請
 - ・国と同等以上の水準のダンピング対策の実施
 - ・予定価格等の事前公表の取りやめ
- 下請からの見積時における法定福利費考慮の指導
 - ・元請団体を通じ元請企業に対し、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう指導
 - ・建設業の見積等について定める「建設業法令遵守ガイドライン」への位置付け
- 専門工事業界における見積時の法定福利費の明示
 - ・専門工事業団体において、業種ごとに見積時に法定福利費の内訳を明示することとし、法定福利費内訳明示のための標準見積書を作成
 - ・専門工事業団体は、標準見積書を活用した法定福利費の内訳明示を会員に周知・普及を図るとともに、元請団体に対して、その活用を要請
- 元請企業における適正な考慮
 - ・元請団体に対して、専門工事業団体に対し法定福利費内訳表示による見積を要請するとともに、法定福利費の確保を宣言するよう働きかけ

4-1 法定福利費の確保②

イメージ



4-2 重層下請構造のは是正

概要

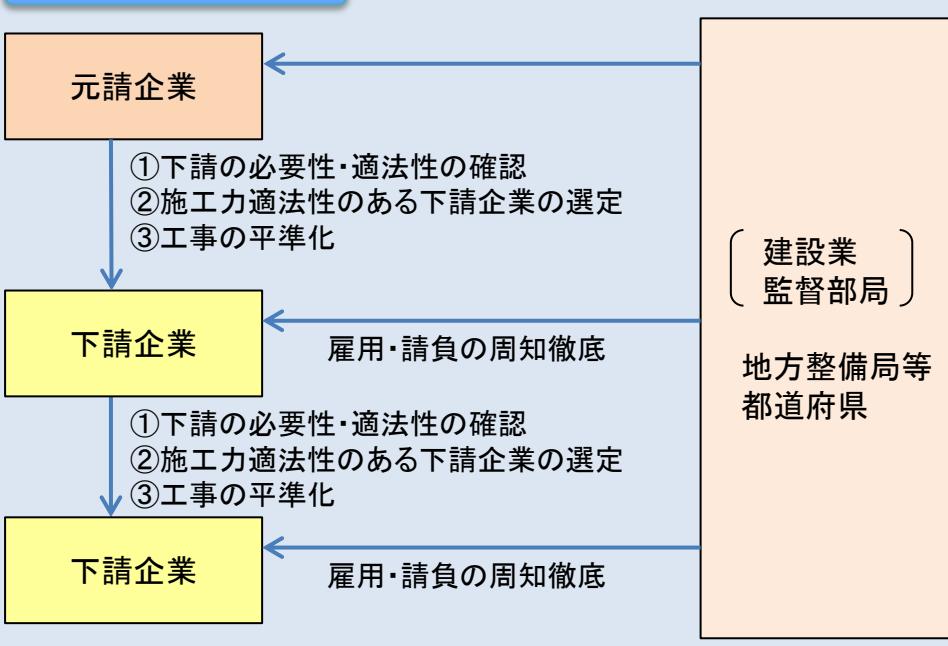
- 行政による一律の次数制限という規制手法ではなく、建設企業における自主的な取組と請負・雇用に関するルールの徹底等を行う。

- ① 建設業界における取組
- ② 重層下請構造に関する実態調査
- ③ 雇用・請負に関するルールの徹底

業界における取組

- 契約当事者である建設企業及び建設業団体において、次の取組が講じられることを期待することとし、各団体に対して、これらの取組を社会保険加入促進計画において具体的に明らかにすることを求める。
 - ① 下請契約の必要性・適法性のチェック
 - ② 施工力のある下請企業の選定
 - ③ 工事の平準化 等

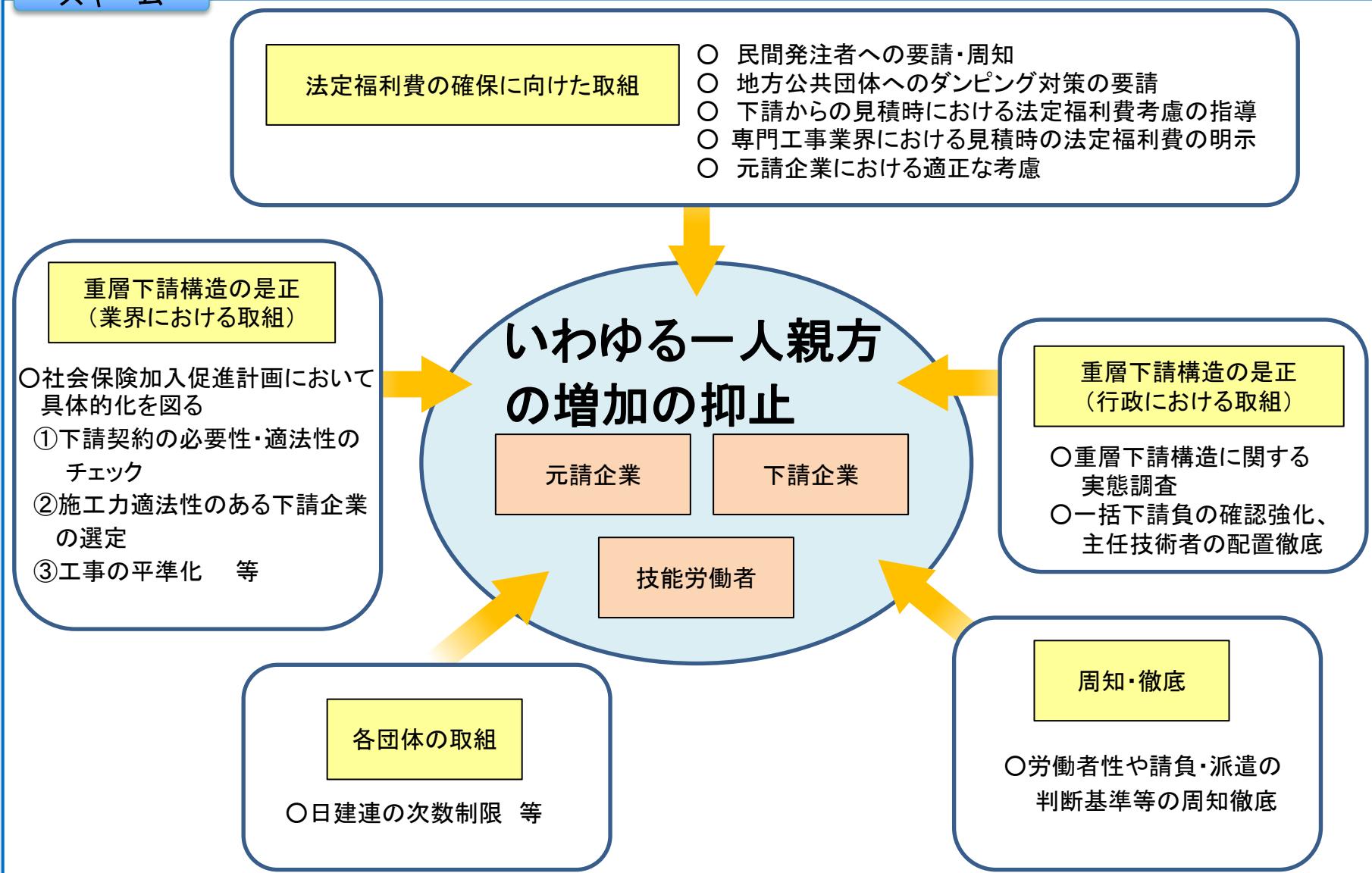
スキーム



行政における取組

- 重層下請構造に関する実態調査
 - ・工事種別毎の下請次数
 - ・外注の内容(工事の専門性、受注量・企業規模と外注費率の関係等)
- 一括下請負の確認強化、主任技術者の配置徹底
 - ・許可申請書等の記載内容や通報等に基づき、立入検査等により、確認・指導を実施
 - ※施工体制台帳、工事日報等により、一括下請負の実態がないか、主任技術者を配置しているかを確認する。
 - ・元請企業(特定建設業者)からの下請指導状況について、行政からの指導を実施
- 労働者性や請負・派遣の判断基準等の周知徹底
 - 判断基準を解説した啓発用の資料の作成・配布
 - ※基準を現場で当てはめた際に、どのような事例が偽装請負等の問題に該当するか、分かりやすい素材を作成し、配布する。

スキーム



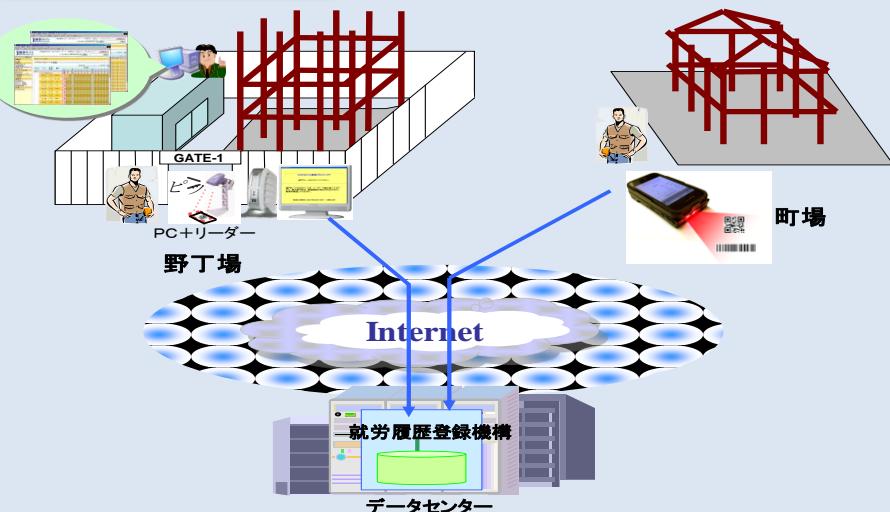
5-1 就労履歴管理システムの推進

- 技能労働者の福利厚生を図るため、工事就労履歴や社会保険加入履歴を迅速に把握する就労履歴管理システムの実現に向け、関係者が協力して検討を行い具体化を図る。

概要

- 技能労働者にICカード(建設共通パス)を配布。
- 建設現場において日々の入場・退場時刻を読み取りデータベースに蓄積。
- 社会保険加入情報、安全教育履歴、健診情報等を入力・蓄積。
- 就労履歴データベースに蓄積されている情報を建設企業・技能労働者本人が閲覧・活用。
* 平成23年12月に(一社)就労履歴登録機構発足
(正会員: 大林組、鹿島建設、大成建設、大和ハウス工業、戸田建設、西松建設、三井住友建設)

運用イメージ



就労履歴管理システムの普及・活用

- メリット
(発注者)
 - ・作業内容と技能・資格のマッチングによる生産性向上と品質確保
 - ・安全教育の徹底による労働災害の防止
- 元請企業
 - ・入退場管理の効率化
 - ・下請指導の効率化
 - ・本人確認の効率化
 - ・不良不適格業者の排除
- 建設企業
 - ・労務管理の省力化
 - ・社会保険手続きの効率化
- 技能労働者
 - ・確実な福利厚生の実現
 - ・自身の就労履歴の容易な確認
 - ・技能の適正評価の実現

○課題

- ・本人の同一性の確認方法
- ・他のシステム(登録基幹技能者データベース、技能検定の有資格者情報)との連携
- ・イニシャルコスト等の負担(データベースの整備、既存ASPからのデータ移行、ソフトウェアのライセンス、カードリーダー端末機等)
- ・システムの団体・企業における活用促進 など

○今後の取組

- ・検討体制を行政・建設関係団体・関係者とともに構築。
- ・システムの実用化に向けた課題の検討を行うとともに、実用化に向けたロードマップを作成。

5-2 社会保険適用促進に向けた研究

- 社会保険の適用を促進するため、法定福利費の取扱、建設業者団体による保険加入確認の枠組み、重層下請構造・一人親方の就労状況の実態把握等について、調査・検討を行う。

概要

- 社会保険の適用を促進していくため、下記の事項について、調査検討等を進める。

- ①発注者・受注者・下請企業間の見積・契約・支払における法定福利費の取扱のあり方
- ②建設業者団体による保険加入確認の枠組み
- ③重層下請構造・一人親方の就労状況の実態把握

調査・検討事項

- ①発注者・受注者・下請企業間の見積・契約・支払における法定福利費の取扱のあり方
 - ・法定福利費の見積方法
 - ・工事終了後の精算方法 等
- ②建設業者団体による保険加入確認の枠組み
 - ・実施体制(社会保険労務士の活用等)
 - ・保険加入確認方法(調査手順、確認書類・項目)
 - ・確認結果の公表方法 等
- ③重層下請構造・一人親方の就労状況の実態把握
 - ・外注の内容(工事の専門性、受注量・企業規模と外注比率の関係、季節的要因)
 - ・一人親方の就労状況、発注・請負の契約実態、賃金台帳・施工体制台帳の取扱い
 - ・海外における対策事例 等